2025 年 4 月 14 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

投資信託受益権振替決済口座管理約款の改定について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」（以下「本約款」）を改定しますので、本約款第 21 条および民法が定める定型約款の変更規定に基づき、お知らせします。

記

１．改定内容

改定前	改定後
第５条（当行への届出事項） 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、共通番号等、法人の場合における代表者の役職名等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日、印鑑、共通番号等とします。	第５条（当行への届出事項） 「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影（または投資信託の指定預金口座お届印）及び記載された住所、 氏名又は名称、共通番号等、法人の場合における代表者の役職名等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

２．効力発生日

2025 年 5 月 1 日（木）

※ 改定後の投資信託受益権振替決済口座管理約款全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

＜ホームページ規定一覧＞ https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以　上